

本日もどうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、このたび、県の施設におきまして、入居者の方から水道や電気、ガス等の使用料金を徴収するために設置していますメーター、いわゆる子メーターにつきまして、計量法に定められております有効期間を超過したものを使用していたことが判明いたしました。

法令に基づき指導・監督すべき立場である私ども自らが違反をすることはあってはならないことであり、入居されている方々に多大なご迷惑をおかけいたしますとともに、県民のみなさまの県行政に対する信頼を損ねる行為であり、深くおわび申し上げます。

また、本件事案につきましては、県民のみなさまへの公表、およびその対応が、事案の発生時から大幅に遅くなりましたことを、重ねておわび申し上げます。

有効期間を超過した子メーターにつきましては、速やかに交換等を行ってまいりますとともに、二度とこのようなことが起こらないよう、有効期間の適切な管理など、再発防止策を徹底し、県民のみなさまの信頼を1日も早く回復するよう、努めてまいります。

それでは、ただいま提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第 98 号の一般会計補正予算案につきましては、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき、所要の調整を行い、総額で 143 億 7,797 万 9 千円の減額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳出につきましては、2月6日に発生いたしました豚コレラに関する防疫措置やまん延防止、農家支援対策に要する経費を追加いたしますとともに、実績見込みを踏まえた障害者自立支援給付費等の増額、また、中小企業関係の貸付金のほか、人件費や一般行政経費などにつきまして、執行残等を踏まえた精査を行うなど、所要の調整を行おうとするものでございます。

特に、今回の豚コレラへの対応に関しましては、発生時点から関係の皆様にご多大なるご協力とご支援を賜り、これまで滞りなく防疫措置を終えることができました。

おかげ様をもちまして、さる3月5日の畜産関係車両に対する消毒処理の完了以降、現在に至るまで、本県内では新たな事例の発生は確認されておられません。

今回の豚コレラの対策も活かしながら、世界的な家畜伝染病の発生リスクに対して、しっかりと防疫体制を構築し、万全を期してまいりたいと存じます。

次に、歳入についてでございますが、県税は、法人二税が、48億8,920万円の増額になるなど、53億1,330万円の増額となりましたほか、地方交付税では、決定状況を踏まえた増額、国庫支出金や県債等につきましては、事業費の変動などを踏まえて、所要の調整を行おうとするものでございます。

このような歳入、歳出の調整を図った上で、財政調整基金および県債管理基金につきまして、財源調整のための取崩を見送るとともに、積立を行うことにより、今年度末において297億円の残高を確保することとしております。こうした措置によりまして、後年度の財政負担や、当面する諸課題への対応に備えてまいりたいと考えております。

議第99号から議第114号までは、特別会計および企業会計につきまして、所要の調整を行ったところでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第115号は、琵琶湖森林づくり県民税の用途を明らかにするため、改正を行おうとするものでございます。

議第116号は、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第 117 号から議第 119 号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、年度内の執行状況等に基づき、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。